

減災のための目標(案)について

関東・東北豪雨における鬼怒川下流域での水害の主な特徴

①多くの住宅地を含む広範囲が長期間にわたり浸水

- 常総市の約1/3の面積に相当する約40km²が浸水し、常総市役所も孤立
- 宅地及び公共施設等の浸水が概ね解消するまでに10日を要した

②堤防決壊にともなう氾濫流により、多くの家屋が倒壊・流失

- 常総市三坂町地先(左岸21k付近)で、堤防が約200m決壊
- 決壊箇所周辺では、氾濫流により多くの家屋が倒壊・流失

③避難勧告等の発令が遅れたこと

④近年の洪水では類を見ないほどの多数の孤立者が発生

- 約4,300人が自衛隊等のヘリコプターやボートにより救助

⑤隣接する市に避難したこと

- 常総市では、隣接市に避難場所の開設を依頼し、これら市外の避難場所に避難者の半数以上が避難
- ピーク時には、35市町村の避難所299箇所に、10,390人が避難

⑥必ずしも十分な土のう積み等の水防活動ができなかった

- 急激な水位の上昇の中、消防団は避難誘導活動に手を取られていた

鬼怒川・小貝川上流域で想定される水害の主な特徴

※関東・東北豪雨の特徴①②④⑤を上流域で想定した場合の比較

※関東・東北豪雨の特徴③⑥に関しては、どこでも起こりうる可能性がある事例であり、今後の課題となる。

①非常に広い範囲が浸水すること

- 破堤等により浸水が発生すると、鬼怒川に沿った低い土地が広範囲に浸水する。特に塩谷町やさくら市の鬼怒川左岸側で破堤すると、五行川に沿って流水が広がる。なお、上流域では、土地に勾配があるため、長期間の滞留は想定されない。

②堤防決壊にともなう氾濫流により、家屋が倒壊・流出すること

- 堤防が決壊した場合、決壊箇所周辺の家屋は氾濫流により家屋が倒壊・流出する可能性がある。

④浸水にともなう孤立者の発生

- 非常に広い範囲が浸水することで、多くの家屋が床上・床下浸水する。特に、要配慮者利用施設等では避難に時間を要し、かつ、住民が逃げ遅れる可能性もある。土地の特性により長時間の水の滞留は想定されないものの、孤立者が発生し、さまざまな救助が必要になる可能性がある。

⑤隣接する市への避難

- 川沿いの市町では、河川によって分断された飛び地がある。対岸の飛び地において浸水が発生した場合、住民は隣接する市への避難を行う可能性がある。また、鬼怒川と田川の合流付近では、小山市・真岡市・下野市が隣接しており、河川に挟まれた区域では浸水の状況により隣接する市への避難を行う可能性がある。

減災のための目標(案)

■5年間で達成すべき目標

鬼怒川・小貝川の大規模水害に対し、「逃げ遅れゼロ」、
「社会経済被害の最小化」を目指す

※大規模水害……想定し得る最大規模の降雨に伴う洪水氾濫による被害

※逃げ遅れ……立ち退き避難が必要なエリアからの避難が遅れ孤立した状態

※社会経済被害の最小化……大規模水害による社会経済被害を軽減し、早期に再開できる状態

■上記目標達成に向けた3本柱の取組

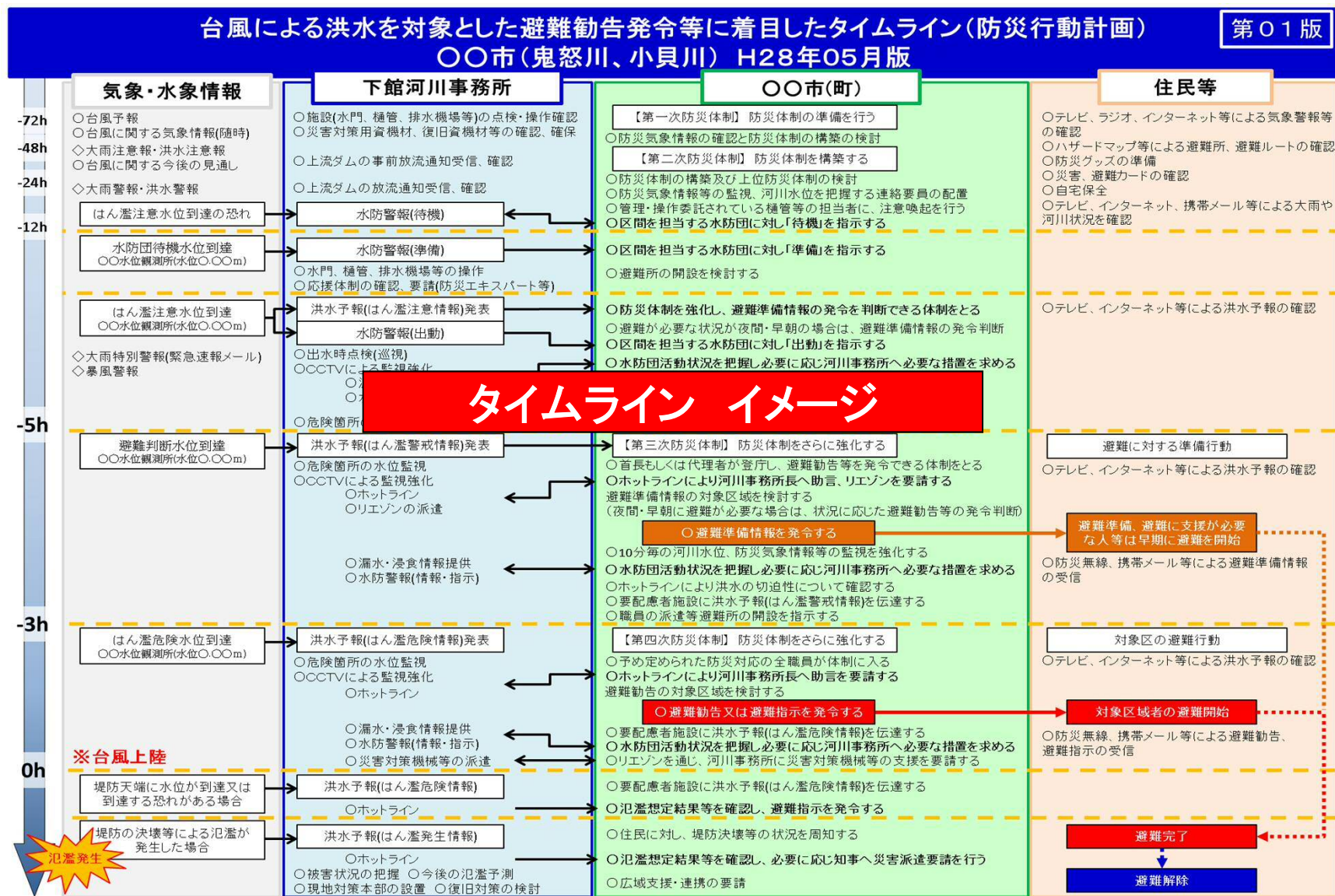
鬼怒川や小貝川においてハード対策を順次実施することに加え、以下の取組を実施。

1. 逃げ遅れゼロに向けた迅速かつ的確な避難行動のための取組
2. 洪水氾濫による被害の軽減、避難時間の確保のための水防活動の取組
3. 一刻も早い生活再建及び社会経済活動の回復を可能とするための氾濫水の早期排水を促す既存施設の活用等の取組

避難行動のための取組事例①

■ 情報伝達、避難計画等に関する事項

- ・タイムラインの作成・更新、ハザードマップ、まるごとまちごとHMなど



避難行動のための取組事例②

- 平時から住民等への周知・教育・訓練に関する事項
 - ・ 小中学生を対象とした水防災教育の実施 など



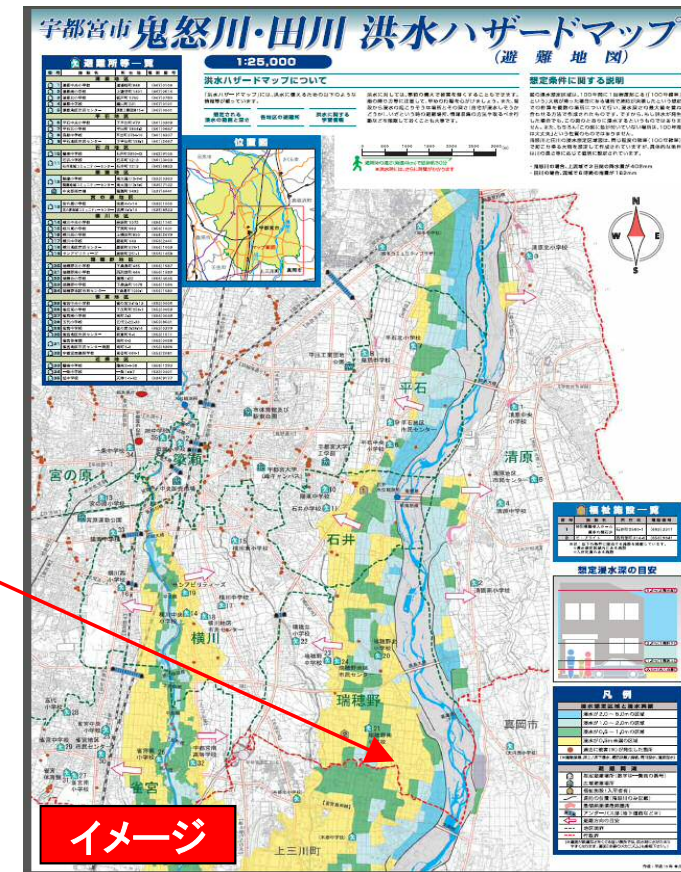
水防活動の体験

水防災教室の開催



まるごとまちごと
ハザードマップの設置

想定最大降雨による 洪水ハザードマップの作成



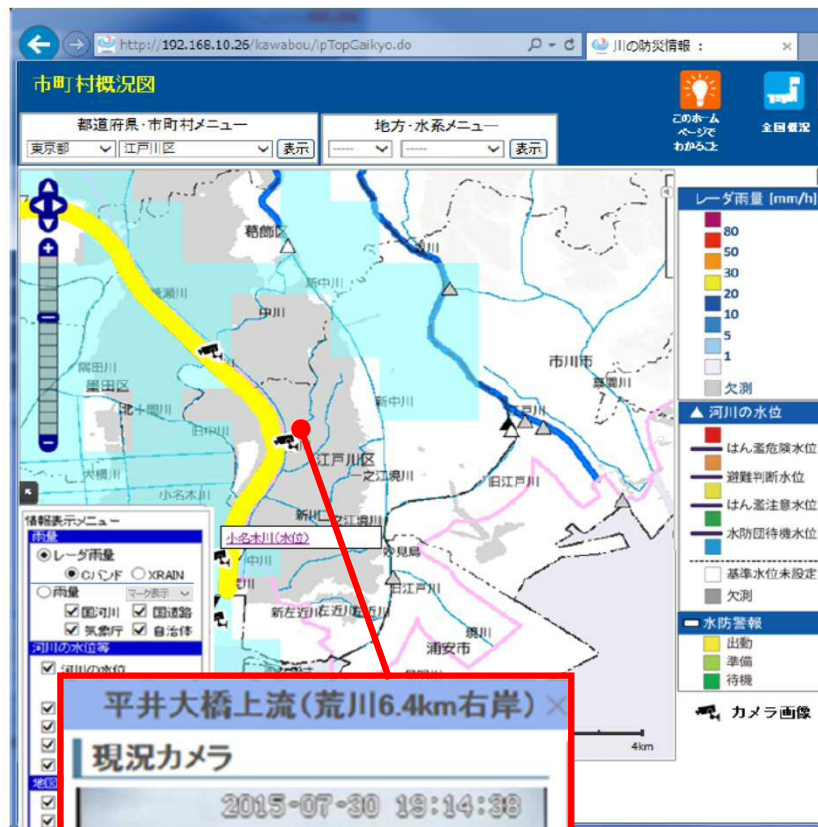
避難行動のための取組事例③

■円滑かつ迅速な避難に資する施設整備に関する事項

- ・監視カメラの増設、PC・スマートフォンなどでの画像配信 など



監視用カメラの増設



画像閲覧機能の追加



スマートフォンでも画像配信

水防活動の取組事例①

■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

- ・水害リスクの高い箇所の共同点検や新技術を活用した水防活動など



H27合同巡視（石井出張所管内）



H27合同巡視（氏家出張所管内）

水防団、住民との共同点検を実施

新技術を活用した水防活動



水防活動の取組事例②

■水防活動の効率化及び水防体制の強化に関する事項

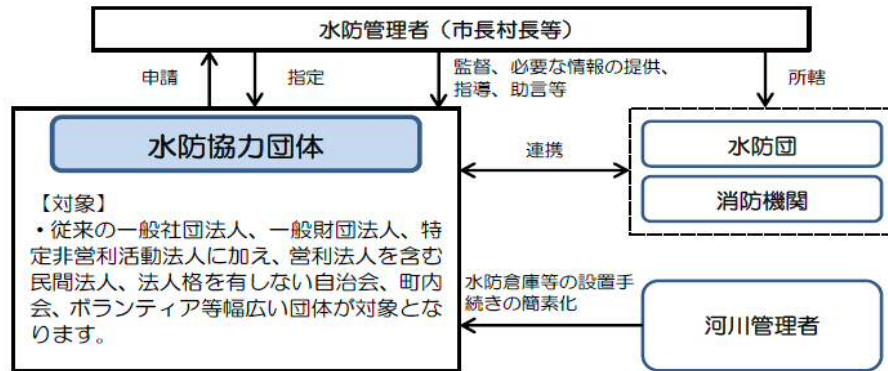
- ・水防活動の担い手となる水防協力団体の募集・指定の促進 など

水防協力団体を募集しています。

水防法第36条にて規定されている「水防協力団体」を募集しています。下記について、岐阜市の水防活動にご協力いただける各種団体様、また水防協力団体に関する疑問・質問等がありましたら、下記までご連絡くださいますようお願いいたします。

水防協力団体とは？

水防管理者によって指定された各種関係団体が水防団と連携し、水防活動を行う制度。平成17年度の水防法改正により策定され、平成25年度水防法改正により対象範囲、業務が拡大されました。



対象範囲及び想定業務内容

対象団体（例）	想定業務内容
建設会社等	水防資器材の提供、巡視、大型土のう作成・運搬等
大型販売店・食品メーカー等	水防資材の提供、支援物資の提供・運搬等
コミュニティFM	災害情報の放送（住民への呼びかけ）、PR等
新聞社	水防活動の資料収集・提供、PR等
大学等	訓練の指導・評価、実効的な水防計画等の検討等
NPO・ボランティア団体	避難所運営支援等
自治会・自主防災組織・婦人会	自治会単位での避難計画作成、自治会と連携した避難所運営計画作成、住民避難誘導、避難所運営、炊き出し等



氾濫水の早期排水を促す既存施設の活用等の取組事例

- ・霞堤の適切な管理の検討、排水訓練の実施 など

